

～あなたの暮らしを守る～

成年後見制度

ハンドブック



広島市
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
2026年2月

はじめに

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をする必要があっても、自分でこれらのことをするのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力が十分でない人の権利、財産を保護し、安心して生活できるよう支援するのが「成年後見制度」です。

このハンドブックは、成年後見制度の利用の方法や事例等を掲載しています。これから成年後見制度の利用を考えている人や支援に関わる人などの参考になるよう作成したものです。



目次

成年後見制度の利用を考えるととき	1
成年後見人等の仕事	2
成年後見制度の利用の流れ	3

1. 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度について	4
(2) 法定後見制度について	5
①成年後見とは	6
②保佐とは	7
③補助とは	9
(3) 成年後見制度一覧	12

2. 成年後見人等の仕事

(1) 成年後見人等について	成年後見人等にはどのような人が選ばれるのか？	14
	成年後見人等の役割は何か？	16
(2) 仕事について	どんな仕事内容なのか？	17
(3) 任期について	どんなときに任期が終了するのか？	20
(4) 報酬について	成年後見人等には報酬が支払われるのか？	21

3. 法定後見制度の利用手続き等

(1) 法定後見制度利用までの流れ	22	
(2) 法定後見制度利用の手続き		
①申立て準備	どの類型で申立てたらよいのか？	24
②申立て	どこの家庭裁判所に申立てるのか？	25
	申立てができる人は？	25
	申立てに必要な書類は？	26
	どのくらい費用がかかるのか？	27
③調査・審問・鑑定	調査・審問とは	29
	鑑定とは	30
④審判		31
⑤即時抗告		31
⑥審判の確定、登記		31
⑦成年後見人等の支援開始		31
(3) 四親等内の親族図表		32

4. 任意後見制度の概要

- (1) 任意後見制度について 33
- (2) 任意後見制度利用までの流れ 34
- (3) 法定後見制度と任意後見制度との関係 36

5. 成年後見登記制度の概要

- (1) 成年後見登記制度について 37
- (2) 登記事項証明書及び登記されていないことの証明書について 37
- (3) 申請について 38

6. 成年後見制度と福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

- (1) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）とは 40
- (2) 成年後見制度と福祉サービス利用援助事業「かけはし」の関係 41
- (3) 成年後見制度と福祉サービス利用援助事業「かけはし」との比較 42
- (4) 広島市社会福祉協議会による成年後見事業（法人後見）「こうけん」 43

7. 成年後見制度の相談先 44

8. 資料集 48

成年後見制度の利用を考えるとき

こんなときに成年後見制度が利用できます

- ・ 預貯金の引き出し等金融機関での手続きが自分ひとりでできない。
- ・ 施設への入所やホームヘルパーの利用契約の手続きが自分ひとりでできない。
- ・ 必要のない住宅リフォームの契約を結んだり、必要のない高額な布団や健康器具を買ってしまう。
- ・ 遠くで暮らしている認知症の親が悪質商法にかからないか心配だ。
- ・ 認知症で寝たきりの親の財産を管理しているが、他の兄弟から疑われている。
- ・ 知的障害の子どもに関する手続きは、親である自分が行いたい。
そして、自分が死亡した後は安心できる人にみてもらいたい。

法定後見制度

(すでに判断能力が十分でない人)

- ・ まだ判断能力はしっかりしているが、ひとり暮らしのため将来が不安だ。
- ・ 自分が将来、病気や事故によって判断能力を失うことがあっても、できる限り、自分のライフプランにあった生活を送りたい。
- ・ 将来認知症になったり、病気で倒れたときに介護に関することなどの手続きを誰かに頼みたい。

任意後見制度

(判断能力が低下する前に準備したい人)

成年後見人等の仕事

成年後見人等にはどんな人が選ばれるのか？

家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる人を選任します。

配偶者や親族が選ばれることもあります。法律の専門家などの第三者や法人が選任されることもあります。また、複数の成年後見人等が選任される場合もあります。

 詳しくは 14 ページ

成年後見人等はどのようなことをするのか？

次の2つが成年後見人等の仕事です。

- 本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援を行います。**(財産管理)**
- 介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなどの支援を行います。**(身上保護)**

※食事の世話や実際の介護などは成年後見人等の仕事には含まれません。

 詳しくは 17 ページ

成年後見人等には報酬が支払われるのか？

法律や福祉の専門家などの第三者が成年後見人等となる場合の多くは、仕事の内容に応じて、本人の財産から成年後見人等に対して報酬が支払われます。この報酬は成年後見人等が家庭裁判所に報酬請求の申立てをした後に、家庭裁判所が成年後見人等へ報酬を認めるかどうか、また認める場合はいくらにするのかを決定します。

成年後見人等が配偶者や親族の場合でも報酬請求の申立てができます。

 詳しくは 21 ページ

成年後見制度の利用の流れ

利用するには申立てから始まります。



申立て

- 家庭裁判所に申立て

詳しくは 24 ページ



調査・審問・鑑定

- 家庭裁判所調査官による調査
- 必要に応じて裁判官による審問
- 医師による鑑定の実施

審判

- 成年後見人等の選任と仕事の内容・支援の範囲を決定

審判の確定、登記

- 審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に登記手続きを行う

詳しくは 29 ページ



成年後見人等の支援開始

成年後見人等の日常の仕事

- 財産の管理
- 日常生活に必要な契約を結ぶ
- 家庭裁判所への報告

詳しくは 17、31 ページ



成年後見人等の任期の終了

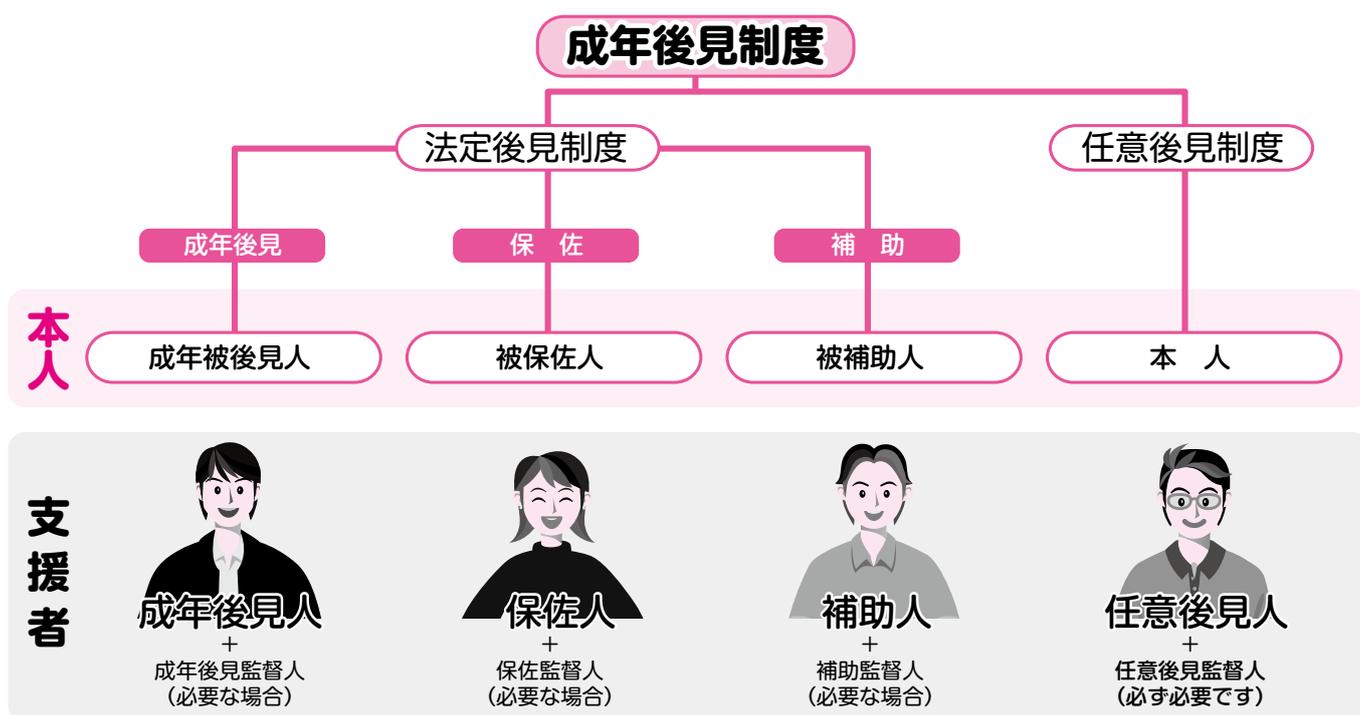
詳しくは 20 ページ



1 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人が財産管理や日常生活等での契約を行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。



大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度

既に判断能力が十分でない人を保護・支援する制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。本人の判断能力に応じて「成年後見」「保佐」「補助」の3つがあります。

任意後見制度

現在、判断能力がある人が、将来、その判断能力が低下した場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

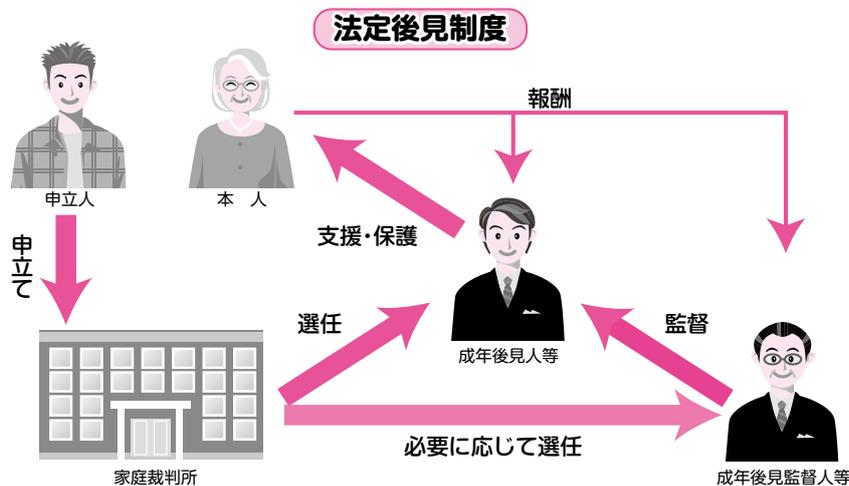
(2) 法定後見制度について

法定後見制度は、判断能力が十分でない人を法律的に保護し、支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、医療や介護の契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような人のために家庭裁判所が援助者を選び、本人を保護し支援を行います。

法定後見制度には、判断能力の程度に応じて「成年後見」「保佐」「補助」の3つがあります。対象となるのは次のような人です。

成年後見	保 佐	補 助
<p>○通常は判断能力がないために、自分だけで物事を決定することがむずかしく、買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ず誰かに代わってもらうなどの援助が必要である程度の人です。</p> <p>精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 (民法7条)</p>	<p>○日常の買い物くらいは自分で判断してできますが、車を購入する、不動産を売却するなどの重要な財産行為は、自分では適切に判断することができないために、常に誰かの援助が必要である程度の人です。</p> <p>精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者 (民法11条)</p>	<p>○判断能力が十分でないながらも自分で契約等ができるかもしれないが、不安な部分が多く誰かの支えが必要であったり、代わりにしてもらった方がよい程度の人です。</p> <p>精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者 (民法15条1項)</p>



成年後見人等には次の権限が与えられます。

代理権 本人に代わって、契約などの法律行為を行う権限です。

同意権 本人が契約などの法律行為を行う際に、成年後見人等がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意する権限です。

取消権 本人が成年後見人等の同意がないまま契約などの法律行為を行った場合に、成年後見人等がその行為を無効なものとして、原状に戻す権限です。

① 成年後見とは

「成年後見」は、判断能力が常に欠けている状態の人を保護・支援するための制度です。

このような人のため、家庭裁判所に「成年後見人」をつけてもらい、法律によって包括的に支え、本人に代わって必要な法律行為を行ってもらいます。

成年後見人は幅広い権限を持つため、本人の財産をきちんと管理するとともに、本人に必要なサービスの利用契約を行うなど、本人の生活や健康に配慮し安心した生活がおくれるよう支援しなければなりません。

【成年後見人はどのようなことをするのか？】

◎代理権

成年後見人は、本人が行う法律行為について全面的な代理権を有しています。

例：本人に代わって遺産分割の手続きを行います。

◎取消権

成年後見人には、本人が行った法律行為について取消権が与えられます。

例：訪問販売などで必要のないものを買ってしまった場合、後から取り消すことができます。

ただし…

自己決定の尊重の観点から、日用品の購入などの日常生活に関する行為は成年後見人の仕事からは除かれ、本人ができることとなっています。

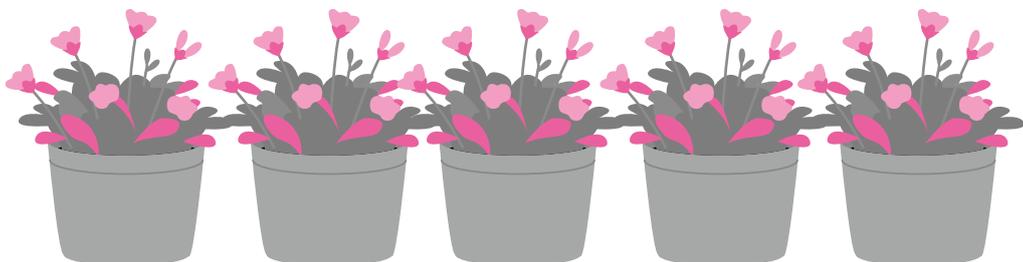
成年後見を利用した事例

・本人の状況：認知症 ・申立人：妻 ・成年後見人：申立人(妻)・司法書士

本人は、認知症のためおよそ2年前から入院していたところ、本人の弟が亡くなり、その財産を相続することになりました。しかし亡弟には大きな負債があったため、本人の妻は本人のために相続放棄をしたいと考えました。

そこで、本人の妻が「後見」開始の申立てを家庭裁判所に行き、審理を経て、本人について後見が開始されることになりました。

成年後見人には妻と司法書士が選任され、妻が本人の入院契約の更新などを行い、司法書士が相続放棄の手続や本人の財産管理を行うことになりました。



②保佐とは

「保佐」は、判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。

このような人のために、家庭裁判所に「保佐人」をつけてもらい、本人が重要な財産行為（民法13条1項所定の行為）※をすることに同意したり、本人が保佐人の同意を得ないでしてしまった行為を取り消したりすることで、本人が日常生活に困らないよう配慮します。また、本人の代わりに法律行為を代理することもできます。

このように、保佐人は、本人の考えを尊重し、その心身の状態及び生活の状況などをよく考えて、代理権や同意権・取消権を適切に使うことにより、本人を援助します。

【保佐人はどのようなことをするのか？】

◎代理権

保佐人には、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」について代理権が与えられます。しかし、全面的な代理権付与はできません。

例：本人に代わって、本人の土地や建物の売却又は購入を行います。（P49～50参照）

★保佐人には本人のための法律行為の代理権は自動的に与えられず、申立てをして家庭裁判所が認めてはじめて代理行為を行うことができます。

本人以外のものが、保佐人に代理権を付与する申立てをする場合には、本人の同意が必要です。

◎同意権

保佐人には、重要な財産行為※について同意権が与えられ、本人がその財産行為を行うには、「保佐人の同意」が必要となります。さらに、家庭裁判所へ同意権の追加付与を求めること（重要な財産行為以外の行為についても同意権を与えること）もできます。

※重要な財産行為については P8、P51 参照

例：家の改築・増築などを行う場合に、保佐人の許可を得なければなりません。

◎取消権

本人が、あらかじめ保佐人の同意を得ないで、同意権の範囲内の行為をした場合、この法律行為を取り消すことができます。

例：保佐人の許可なく高額な商品の購入契約を行った場合、後から取り消すことができます。

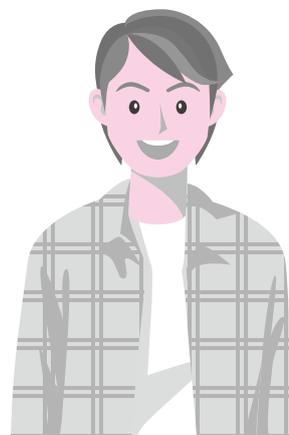
ただし・・・

自己決定の尊重の観点から日用品の購入などの日常生活に関する行為は保佐人の仕事からは除かれ、本人ができることとなっています。

(※) 重要な財産行為

(民法第13条1項所定の行為)

1. 元本を領収すること、これを利用すること
2. 借金すること、保証すること
3. 不動産その他の重要な財産に関する権利を得ることや失うこと
4. 原告として訴訟行為をすること
5. 贈与をすること、和解すること、仲裁契約をすること
6. 相続を承認すること、相続を放棄すること、遺産分割をすること
7. 贈与を断ること、遺贈を断ること、負担付贈与を受けること、負担付遺贈を受けること
8. 新築、改築、増築、大修繕をすること
9. 土地について5年以上の賃貸借をすること、建物について3年以上の賃貸借をすること



保佐を利用した事例

・本人の状況：中程度の認知症の症状 ・申立人：長男 ・保佐人：申立人（長男）

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていましたが、最近、認知症の症状が進み日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。同居に際して、それまで住んでいた自宅の土地・建物を売却しようとしたのですが、本人は買い物の際にいくら出したか分からないような状態であり、売買契約を結ぶことが困難だとみられました。

そこで、長男が「保佐」開始の申立てを家庭裁判所に行い、併せて、(1) 土地・建物の売却と (2) 売却代金の管理についての代理権付与の審判の申立てを行いました。

家庭裁判所の審理を経て、長男が「保佐人」に選任され、土地売却などについての代理権も与えられました。長男は別途申し立てた居住用不動産の処分について家庭裁判所からの許可の審判を受け、本人の自宅を売却することができました。



③ 補助とは

「補助」は、判断能力が十分でない人を保護・支援するための制度です。

このような人のために、家庭裁判所に「補助人」をつけてもらい、本人が必要とする一定のことがらについて、同意したり、取り消したり、代理したりすることを通じて、本人が日常生活に困らないように配慮します。

このように、補助人は、本人の考えを尊重し、その心身の状態及び生活の状況などをよく考えて、代理権や同意権・取消権を適切に使うことにより、本人を援助します。

また、本人以外が補助開始の審判を申立てる場合には、本人の同意が必要です。

【補助人はどのようなことをするのか？】

◎代理権

補助人には、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」について代理権が与えられます。しかし、全面的な代理権付与はできません。

例：本人に代わって、施設や入院の際の契約を行います。(P49～50参照)

★補助人には本人のための法律行為の代理権は自動的には与えられず、申立てをして家庭裁判所が認めて、はじめて代理行為を行うことができます。

次の同意権・取消権も同様です。

本人以外のものが、補助人に代理権を付与する申立てをする場合には、本人の同意が必要です。次の同意権・取消権も同様です。

◎同意権

補助人には、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」(重要な財産行為※の一部)について同意権が与えられ、本人がその法律行為を行うには、「補助人の同意」が必要となります。

※重要な財産行為については P10、P51 参照

例：〇〇万円以上の高額な買い物をする場合、補助人の許可を得なければなりません。

◎取消権

本人が、あらかじめ補助人の同意を得ないで、同意権の範囲内の行為をした場合、この法律行為を取り消すことができます。

例：補助人の許可なく〇〇万円以上の高額な商品を購入した場合、後から取り消すことができます。

ただし…

自己決定の尊重の観点から、日用品の購入などの日常生活に関する行為は補助人の仕事からは除かれ、本人ができることとなっています。

(※) 重要な財産行為

(民法第13条1項所定の行為)

1. 元本を領収すること、これを利用すること
2. 借金すること、保証すること
3. 不動産その他の重要な財産に関する権利を得ることや失うこと
4. 原告として訴訟行為をすること
5. 贈与をすること、和解すること、仲裁契約をすること
6. 相続を承認すること、相続を放棄すること、遺産分割をすること
7. 贈与を断ること、遺贈を断ること、負担付贈与を受けること、負担付遺贈を受けること
8. 新築、改築、増築、大修繕をすること
9. 土地について5年以上の賃貸借をすること、建物について3年以上の賃貸借をすること



補助を利用した事例

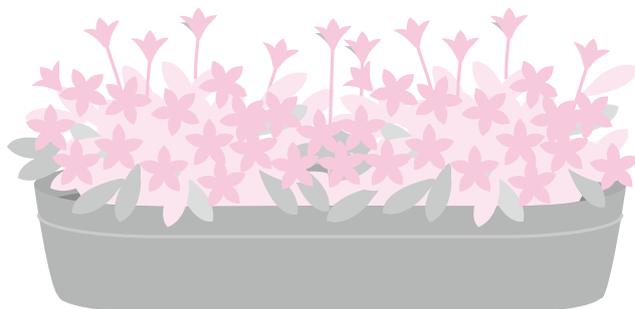
・ 本人の状況：軽度の認知症の症状 ・ 申立人：娘 ・ 補助人：申立人（娘）

本人は、最近、不要な品物を購入することが目立つなど、軽度の認知症の症状がみられるようになりました。

ある日、同居中の娘が外出している間に、訪問販売員に勧められ、定期預金を解約して必要のない高額の呉服を何枚も購入してしまいました。

そこで、本人の娘が成年後見制度の「補助」開始の申立てを家庭裁判所に行い、併せて本人が高額な商品を購入することについての同意権付与の審判の申立てを行いました。

家庭裁判所の審理を経て、娘を「補助人」として本人の「補助」が開始されることとなりました。また、申立てに基づいて補助人である娘に同意権が与えられたため、本人が娘に断りなく高額な商品を購入してしまった場合は、娘がその契約を取り消すことができるようになりました。



〈メモ〉

(3) 成年後見制度一覧

区 分		法定後見制度(判断能力が十分でない人)			任意後見制度 (判断能力がある人)
		成年後見	保 佐	補 助	
要 件	対象者	精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害等）により、判断能力が			
		常に欠けている状態の者	著しく不十分な者	不十分な者	
	医師による 鑑定	必要 (省略する場合あり)	必要 (省略する場合あり)	原則として不要	
開始の 手続き	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、その他			本人、配偶者等
		任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人			任意後見受任者
		市町村長			
	本人の同意	不要	不要	必要	
制度上の 呼称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人	
	保護者	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
	監督人	成年後見監督人 (必要な場合)	保佐監督人 (必要な場合)	補助監督人 (必要な場合)	任意後見監督人 (必ず選任)
制度の概要		<ul style="list-style-type: none"> 成年後見人が行う法律行為について代理権を付与。 成年被後見人が行う法律行為について取消し可。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の法律行為について代理権を付与。 重要な財産行為について同意権・取消権を付与。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の法律行為について代理権を付与。 特定の法律行為について同意権・取消権を付与。 	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見契約が登記されていることを前提に、任意後見監督人を選任し、必要があれば報告を求める。 任意後見契約は、公正証書で行う。

区 分	法定後見制度(判断能力が十分でない人)			任意後見制度 (判断能力がある人)
	成年後見	保 佐	補 助	
法定後見の種類				
代理権について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面的な代理権を付与。 ・ 居住用不動産の処分（売却、賃貸、担保権設定）は、家庭裁判所の許可が必要（保佐、補助も同じ）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面的な代理権付与は不可。 ・ 特定の法律行為について申立ての範囲内で代理権を付与。 ・ 本人の同意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面的な代理権付与は不可。 ・ 特定の法律行為について申立ての範囲内で代理権を付与。 ・ 本人の同意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意後見契約に定められた代理権を付与。
同意権・取消権について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に関する行為以外のすべての行為に付与（取消権のみ）。 <p>※同意権は考えられない(本人が法律行為の判断や意思表示をすることが困難な者であることが前提であるため)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の同意なくして民法第13条1項所定の重要な財産行為について一括して同意権・取消権を付与。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の法律行為について申立ての範囲で同意権・取消権を付与。 ・ 本人の同意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意権・取消権はない。



2 成年後見人等の仕事

(1) 成年後見人等について

成年後見人等にはどのような人が選ばれるのか？

成年後見人等は家庭裁判所が、本人の生活・療養の支援や財産管理について、適正な仕事を期待できる人で、本人にとって最も適任だと思われる人を選任します。成年後見人等と本人との関係では、弁護士等の専門職など親族以外の第三者が半数以上を占めますが、子や配偶者などの親族になる場合もあります。また、同時に2人以上や福祉に関わる法人（※1）が選ばれることもあります。

※1 広島市社会福祉協議会は、平成23年10月から成年後見事業（法人後見）を開始しました。（詳細はP43）

しかし、誰でも成年後見人等になれるわけではありません。民法847条の欠格事由（①未成年者、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、③破産者、④被後見人に対して訴訟し、又はした者並びにその配偶者及び直系血族、⑤行方の知れない者）に1つでも該当していると成年後見人等にはなれません。

親族が成年後見人等になる場合

メリット ○本人の状況をよく理解している

○本人の意思を確認しやすく、コミュニケーションもとりやすい

活用例：親が認知症になり通帳や土地の管理を代わりにしたい など

専門家が成年後見人等になる場合

メリット ○専門性の高さを活かした支援ができる

活用例：悪質商法などへの対処の必要がある⇒弁護士、司法書士

身上保護が心配で専門家にお願いしたい⇒社会福祉士 など

専門家が成年後見人に選ばれた事例

1. 司法書士が成年後見人になる事例

- ・本人の状況：統合失調症
- ・申立人：叔母
- ・成年後見人：司法書士
- ・成年後見監督人：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

本人は20年前に統合失調症を発症し、15年前から入院していますが、徐々に判断能力が低下しています。また、障害認定1級を受け障害年金から医療費が支出されています。本人は母ひとり子ひとりでしたが、母が半年前に死亡したため、親族は母方叔母がいるのみです。亡母が残した自宅やアパートを相続し、その管理を行う必要があるため、母方叔母は後見開始の審判の申立てを行いました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。そして、母方叔母は、遠方に居住していることから成年後見人になることは困難であり、主たる後見事務は、不動産の登記手続とその管理であることから、司法書士が成年後見人に選任され、併せて公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが成年後見監督人に選任されました。

2. 社会福祉士が成年後見人になる事例

- ・本人の状況：重度の知的障害
- ・申立人：母
- ・成年後見人：社会福祉士

本人は、ひとりっ子で生来の重度の知的障害があり、長年母と暮らしており、母は本人の障害年金を事実上受領し、本人の世話をしていました。ところが、母が脳卒中で倒れて半身不随となり回復する見込みがなくなったことから、本人も施設に入所する必要が生じました。

そこで、本人の財産管理と身上保護に関する事務を第三者に委ねるために後見開始の審判を申立てました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。主たる後見事務は、本人が今後どのような施設で生活することが適切かといった身上保護の面にあることから、社会福祉士が成年後見人に選任されました。

複数の成年後見人が選ばれた事例

1. 親族の二人が成年後見人になる事例

- ・本人の状況：重度の認知症の症状
- ・申立人：長男
- ・成年後見人：申立人(長男)と本人の二女

本人は夫を亡くした後、ひとり暮らしをしてきましたが、約10年前から徐々に認知症の症状が現れ、3か月前から入院しています。最近では見舞いに訪れた申立人を亡夫と間違えるほど症状は重くなる一方です。本人の入院費用の支払に充てるため、本人の預貯金を払い戻す必要があり、後見開始の審判が申立てられました。

家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始されました。そして、近隣に住んでいる長男と二女が、本人が入院する前に共同して身のまわりの世話を行っていたことから、長男と二女が成年後見人に選任され、特に事務分担は定められませんでした。

2. 親族と弁護士が成年後見人になる事例

- ・本人の状況：くも膜下出血による植物状態
- ・申立人：妻
- ・成年後見人：申立人(妻)と弁護士

2年前に本人はくも膜下出血で倒れ意識が戻りません。妻は病弱ながら夫の治療費の支払いや身のまわりのことを何とかこなしていました。しかし、本人の父が亡くなり、遺産分割協議の必要が生じたため、後見開始の審判を申立てました。

家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始されました。そして、妻は、子どもと離れて暮らしており、親族にも頼る者がいないため、遺産分割協議や夫の財産管理をひとりで行うことに不安があったことから、妻と弁護士が成年後見人に選任され、妻が夫の身上保護に関する事務を担当し、弁護士が遺産分割協議や財産管理に関する事務を担当することになりました。

成年後見人等の役割は何か？

- 成年後見人等の役割は、本人の意思を尊重するとともに本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結ぶほか、本人が行う契約等について必要に応じ同意や取消しを行うことによって、本人を保護・支援することです。
- 成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の指示等を受けることとなります（これを「監督」といいます）。

成年後見人等の心得

○成年後見人等は本人の財産を適切に維持管理しなければなりません

成年後見人には、本人の利益のために、本人の財産を適切に維持し管理する義務があります。保佐人、補助人も与えられた権限の範囲内で同様の義務があります。

そのため、たとえ本人と成年後見人等が親族関係にある場合でも、あくまで「**他人の財産を預かって管理している**」という意識を持って、成年後見人等の仕事に取り組むことが大切です。

成年後見人等が本人の財産を、自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付けをすることなどは、原則として認められません。

成年後見人等が、家庭裁判所の許可なしに、本人の財産から報酬を受けることは認められません。

なお、成年後見人等が本人の財産を不適切に管理した場合、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

○成年後見人等は本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しなければなりません

判断能力の低下といっても、必ずしもすべての能力が失われるわけではありません。そのため成年後見人等は、本人に残された能力がある限り「その意思を最大限に尊重」して、「不足なところを補う」という心構えが大切です。

成年後見人等の仕事には財産管理のほかに、本人の生活状況の確認や居住に関する手続き、病院の入退院や施設の入退所に関する手続きなどを行う身上保護も含まれます。いずれの仕事も、本人の生活に直接に影響するものですから、本人の心身の状態や生活の状況に配慮した上で行う必要があります。

これらのことを踏まえ、成年後見人等は本人の心身の状態を考慮し、本人にとって最も良い生活を送れるように配慮しなければなりません。財産管理はそのための手段といえます。

監督・成年後見監督人等とは

「監督」とは、成年後見人、保佐人、補助人の仕事を、家庭裁判所が定期的にチェックをすることです。その際には、成年後見人等は、本人の財産や生活の状況、後見事務の内容を報告することになります。また、場合によっては、説明のために家庭裁判所に出向く場合もあります。

その他に、成年後見人等には「成年後見監督人等」が付くこともあります。成年後見監督人等も家庭裁判所と同様に成年後見人等が仕事を適正に行っているかどうかチェックします。もしも、成年後見人等に不正があった場合は、成年後見監督人等は家庭裁判所に成年後見人等の解任の申立てをすることができます。

(2) 仕事について

どんな仕事内容なのか？

成年後見人等の仕事は大きく分けて「財産管理」と「身上保護」になります。また、定期的に家庭裁判所への報告を行うことも大事な仕事です。

本人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から重要財産の処分まで多岐にわたります。

財産管理

- 預貯金通帳、印鑑の管理
- 収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取、公共料金・税金の支払いなど）
- 不動産の管理、処分
- 貸地・貸家の管理
- 遺産分割 など

本人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などの法律行為を行います。

身上保護

- 本人の状況に変化がないか定期的に訪問し、生活状況を確認
- 本人の住居の確保に関する契約の締結、費用の支払い
- 健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- 福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い など

☆本人に対し成年後見人等が食事の世話をしたり実際に介護することなどは含まれていません。また、入院・入所の際の身元保証人・身元引受人になることや医療行為について同意することはできません。

定期的に…

家庭裁判所は、成年後見人等に対して定期的あるいは随時、後見事務に関する報告を求め、調査します。また、本人の生活の大きな変動、大きな財産処分、高額な物品の購入、遺産分割などがある場合は、事前に家庭裁判所に連絡し、指示を受けることになります。

家庭裁判所への報告

成年後見人等として仕事をする上で、契約を結ぶ際などに「登記事項証明書」（P37 参照）の提示が求められます。

具体的には…

【成年後見人等への就任】

○家庭裁判所の審判により選任され、成年後見人等に就任します。



【就任後最初の仕事】

- 本人の財産や収入を把握し、月々の医療費や税金などの決まった支出を見積もります。その上で、中長期的な見通しに立って今後の生活プランを立てます。
 - 就任後1か月以内に財産目録や年間の収支（収支予算表）を家庭裁判所に提出します。
 - 「登記事項証明書」を取得します。（仕事をする上で成年後見人等であることの証明として求められる場合があります。）
 - 銀行などに事前に確認のうえ必要な手続きを行います。
 - ①銀行などの金融機関に成年後見人等に選任されたことを届け出ます。
 - ②成年後見人等として通帳などを管理するために、金融機関の取り決めに従い、名義を変えることとなります。
以下の2つのどちらかの名義となります。
 - ・本人の名義
 - ・「**－本人名－成年後見人～成年後見人名～**」例：「安芸花子成年後見人広島一郎」（成年後見人が管理している本人の預貯金であることを明確にするため）
- 注意 成年後見人個人や第三者の名義にはしないでください。



【日常の仕事】

- 本人のために財産を管理します。各種支払いの手続きや現金、通帳などを管理します。適切な管理を行うために、収入や支出についてきちんと金銭出納帳に記録し、領収書等の資料を保管しておきます。
- 日常生活の見守り、必要な福祉サービスの利用や病院、施設との契約など、本人の生活環境の整備や身上保護に関する手続きを行います。
- 家庭裁判所に定期的に本人の財産や生活の状況、後見事務の内容を報告します。

本人の状態が変化した場合の対応について

本人の判断能力が回復して、成年後見、保佐及び補助の支援が必要なくなった場合や、判断能力がさらに低下して類型を変更したい場合には、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等は、申立てを行うことで、類型の変更や取消しをすることができます。

例えば、現在「補助」を利用していて…

判断能力が回復した場合

取消しの申立て（診断書を添付）をすると、調査、審問などの手続きが、（場合によってはさらに鑑定も）行われます。その期間は状況によって異なります。

判断能力がさらに低下した場合

「成年後見」や「保佐」の申立てを再度行わなければなりません。

なお、新たに申立てをする場合、「開始」を請求するときと同様に、手数料などが必要となります。

【必要に応じて行う仕事】

- 必要であれば、不動産を売却します。(居住用の不動産であれば家庭裁判所への処分許可の申立てをします。)
- 本人に代わり遺産分割協議を行ったり、施設への入所や病院への入院契約を行います。
- 家の修繕などが必要な場合は施工業者などへ手配します。

【成年後見人等ができないこと】

- 成年後見人等の権限は付与された代理権、同意権・取消権の範囲に限定され、それ以外の行為を行う権限はありません。
- 本人の意思に反する身体的強制はできません。
但し、精神福祉及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき、成年後見人または保佐人は、本人の同意がなくても「医療保護入院」に同意することができます。
- 一身専属的な権利※の代理権はありません。

(※) 遺言や結婚・離婚、認知、養子縁組などをいいます。

【成年後見人等として注意すべきこと】

- 居住用財産を処分する場合は、家庭裁判所の許可を得ることが必要です。
- 成年後見人等は、入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人にはなれません。
- 医的侵襲行為※に対する同意権はありません。
- 成年後見事務等の事務は、本人の死亡をもって終了しますが、任務終了にともなう事務を行う必要があります。
- 成年後見人等と本人の利益が相反する場合には、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

(※) 生命、身体に危険を及ぼす可能性のある検査、治療行為などをいい、与薬、注射、輸血、放射線治療、手術などをいいます。



【最後の仕事】 次のページへ

(3) 任期について

どんなときに任期が終了するのか？

成年後見人等の任期が終了するのは次のような場合が考えられます。

①成年後見等の取消しがあったとき

本人の判断能力が回復して成年後見人等の支援が必要なくなった場合は、その時点で任務は終了となります。

②成年後見人等を辞任したとき

成年後見人等は「正当な事由」があれば家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます。「正当な事由」としては、成年後見人等の老齢、体調が良くないことや遠方へ転勤等で本人への支援に支障が出る場合などが考えられます。

辞任により成年後見人等が欠けることになる場合には、辞任する成年後見人等は後任者の選任を家庭裁判所へ請求しなければなりません。

③成年後見人等を解任されたとき

成年後見人等が本人の財産を横領したり、本人等へ虐待を行うというような不適切な行為があった場合、本人や成年後見監督人等による申立てまたは家庭裁判所の職権により解任される場合もあります。また、本人のために何もしなければ、任務怠惰ということになり解任されることもあります。

④成年後見人等が死亡したとき

成年後見人等が亡くなくても、本人の判断能力が十分でない限り、本人が生存している間は成年後見等が続きます。このように成年後見人等が欠けた場合、本人の親族からの請求や裁判所の職権で、家庭裁判所は後任者を選任することになります。

⑤本人が死亡したとき

本人が死亡したとき……本人が死亡した場合は、成年後見人等の任務は終了（成年後見等の終了）します。なお、成年被後見人の死後の事務に関し、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立・施行され、成年後見人が死後事務の一部を行うことができるようになりました。

【最後の仕事】

- 本人が死亡したら、2か月以内に遺産を確定し、相続人に報告し、あわせて家庭裁判所へも報告します。
- 相続人に対し、財産の引渡をします。
- 成年後見等終了の登記をします。

本人死亡後の事務処理（福祉サービスの解約手続、各種支払い等）については、成年後見人等に行う義務はありません。死亡後の事務処理は原則として親族が行います。

(4) 報酬について

成年後見人等には報酬が支払われるのか？

① 成年後見人等が活動するための経費

財産管理のために活動したときの交通費や通信費などは、実費を本人が負担することになり、本人の財産の中から支払われます。

② 成年後見人等への報酬

成年後見人等には、その事務の内容に応じて、本人の財産の中から報酬が支払われます。この報酬は、成年後見人等が、1年などの一定期間の支援を行った後に家庭裁判所に対し報酬請求の申立てをしなければなりません。これに対し、家庭裁判所は、事務の内容などを考慮して、報酬を認めるかどうか、認める場合には報酬の額をいくらとすべきか決定します。

成年後見人等は家庭裁判所から報酬を認める旨の審判がなされた後、認められた額だけを本人の財産から受け取ることができます。

また、成年後見監督人等がいる場合の報酬も同様です。

- ・ 報酬金額は事前にはわかりません。
- ・ 報酬を前払いすることはできません。
- ・ 手続きを取らずに勝手に本人の財産から報酬を差し引くことはできません。

広島市成年後見制度利用支援事業

広島市では、資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な人に助成を行っています。

【対象となる人】

広島市内に居住する利用者本人（被後見人等）のうち、審判決定書における報酬付与の対象期間内に、次の①もしくは②に該当する期間（報酬助成対象期間）を有する方、または報酬付与の対象期間の末日において③に該当する方です。

※成年後見人等が被後見人等の親族の場合には対象となりません。

①生活保護を受けている。

②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている。

③次の㉠～㉣のいずれにも該当している。

㉠ 市民税非課税世帯の世帯主または世帯員である。

㉡ 年間の収入額が150万円以下。

㉢ 預貯金等の額が350万円以下。

㉣ 他の世帯に属する者から扶養を受けていない。

㉤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有していない。

【助成額】

次の額を上限に、家庭裁判所が決定する成年後見人等への報酬額の範囲で、申請のあった額を助成します。

●在宅期間……月額2万8,000円 ●入院・入所期間……月額1万8,000円

※詳しくは、各区役所厚生部担当課（P46）にご相談ください。

3 法定後見制度の利用手続き等

(1) 法定後見制度利用までの流れ

① 申立て準備

- 👤 本人の状況を把握
- 👤 家庭裁判所に申立て書類を取りに行く
- 👤 申立ての目的、類型と後見事務の内容を整理

詳しくは 24 ページ



② 申立て

- 👤 家庭裁判所に申立て
- 👤 代理権、同意権付与の申立て（必要な場合は同時に）
- 👤 申立書等の必要書類に記入
- 👤 収入印紙、郵便切手等を準備
- 👤 急を要する場合は、審判前の財産保全処分を申立て

詳しくは 25 ページ



③ 調査・審問・鑑定

- 家庭裁判所調査官による調査
- 鑑定の実施

詳しくは 29 ページ



④ 審判

- 関係者へ審判書が送付（告知）

詳しくは 31 ページ



⑤ 即時抗告

 2週間以内は不服申立てが可能

詳しくは 31 ページ



⑥ 審判の確定、登記

 審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に登記手続きを行う

詳しくは 31 ページ



⑦ 成年後見人等の支援開始

 「登記事項証明書」を取り寄せ、成年後見人等の支援が開始

詳しくは 31 ページ

審理期間について

法定後見制度の申立てをしてから成年後見人等の支援が開始するまでの期間はだいたい1～3か月程度です。

ただし、利用する本人の状況や事前準備の状況に応じて期間に差がでます。

 = 家庭裁判所が行うこと

 = 申立人等が行うこと



(2) 法定後見制度利用の手続き

① 申立て準備

まず、本人の判断能力、日常生活の状態、経済的状态をできる範囲で把握し、整理をします。次に、広島家庭裁判所に出向き、成年後見制度の手続きに関する説明を受けた後に、申立ての手引きと必要書類をもらいます。そして、これらの書類に必要事項を記入するとともに、必要な書類、資料を集めます。

医師に家庭裁判所が定める様式の診断書を書いてもらいます。

詳しくは、広島家庭裁判所ホームページ（広島家庭裁判所＞裁判手続きを利用する方へ＞手続案内＞成年後見に関する審判）に掲載されている「後見・保佐・補助の審判の申立てについて」や、説明動画等をご確認ください。

成年後見制度 動画 **検索**



成年後見 パンフレット **検索**

診断書とは

通常の診断書と同様に当事者が医師に依頼して作成してもらうものです。作成する医師の資格等に限定はありません。

診断書に記載される事項

- 診断名と所見
- 判断能力についての意見と判定の根拠（成年後見相当・保佐相当・補助相当の別） など

本人情報シートとは

「本人情報シート」は、主治医が診断書を作成する際の参考としたり、家庭裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用するものです。職務上の立場からご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方に、ご本人の生活状況等に関する情報を記載していただく書面です。

《どの類型で申立てたらよいのか?》

申立てを行う際には、あらかじめ類型（成年後見、保佐、補助）を決めて申立てることになります。どの類型で申立てるかは、本人の状態や医師の診断書を参考にします。

何を目的に、どの類型で、どのような後見事務を期待するのか（特に保佐類型、補助類型の場合の代理権、同意権・取消権の範囲）整理しておきます。また、本人の意思や希望がある場合は十分に配慮することが必要です。

成年後見、保佐、補助類型の詳細については P5 ~ 13 でご確認ください。

② 申立て

《どこの家庭裁判所に申立てるのか?》

本人の住所地（本人の現住所）を管轄する家庭裁判所に申立てをします。
施設に入所している場合や長期入院の場合は、本人がいる施設や病院の場所を管轄する家庭裁判所に申立てることになります。

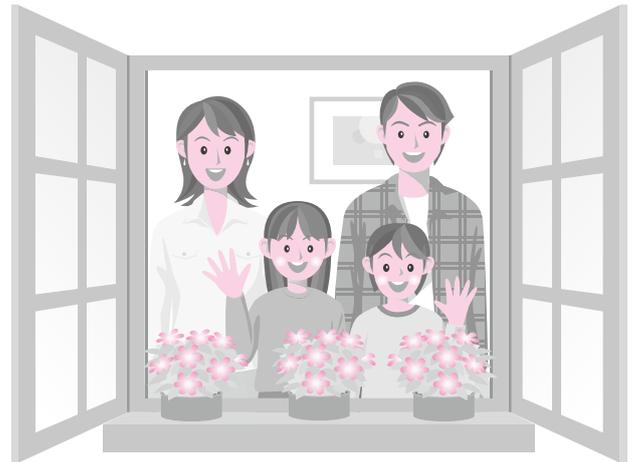
《申立てができる人は?》

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官などです。
その他に、市町村長が申立てることもできます。（※「広島市成年後見制度利用支援事業」参照）
なお、これらの人が多忙であったり、ひとりで手続きをすることが不安な場合には、弁護士や司法書士に申立ての手続きをしてもらうこともできます。また、社会福祉士等に相談にのってもらうこともできます。その際には別途費用が必要となります。詳しくは相談先に問い合わせてください。

四親等内の親族とは、主に次の人です。

- ・ 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・ 兄弟姉妹、甥、姪
- ・ おじ、おば、いとこ
- ・ 配偶者の親・子・兄弟姉妹

（親族図表 P32 参照）



※広島市成年後見制度利用支援事業

身寄りのない高齢者又は障害者が判断能力が十分でないため財産管理ができない場合などに、成年後見人、保佐人、補助人の選任の申立てを市長が家庭裁判所に行います。

【対象となる人】

次の①～④のいずれにも該当する人です。

- ① 65歳以上の高齢者（65歳未満の人であって特に必要があると認められる人を含む。）、知的障害者又は精神障害者であること。
- ② 自己の財産の管理・処分や医療・介護・障害福祉サービスの契約を行う能力が十分でないこと。
- ③ 成年後見人等選任の申立てを行う配偶者及び四親等以内の親族がいないこと。
- ④ その他市長が特に本人の福祉のため必要と認めること。

※各区役所厚生部担当課（P46）にご相談ください。

市町村長が後見開始の審判を申立てた事例

本人の状況：知的障害 申立人：市長 成年後見人：司法書士

本人には重度の知的障害があり、現在は特別養護老人ホームに入所しています。本人は、長年障害年金を受け取ってきたことから多額の預貯金があり、その管理をする必要があります。本人にはすでに身寄りがなく、財産管理がむずかしいことから、市長が知的障害者福祉法の規定に基づき、後見開始の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始され、司法書士が成年後見人に選任されました。

その結果、成年後見人が財産を管理し、本人にとって必要な様々なサービスを受けられるようになりました。

《申立てに必要な書類は？》

申立てに必要な書類や申立ての準備手順について詳しくは、広島家庭裁判所ホームページ（広島家庭裁判所＞裁判手続きを利用する方へ＞手続案内＞成年後見に関する審判）に掲載されている「申立書類チェックリスト」、「後見開始等の申立ての準備手順」をご確認ください。

広島家裁 後見 書式

検索



また、必要書類の書式は、直接広島家庭裁判所本庁の受付窓口に取りに行き、そこで詳しい説明を受けるようにしてください。（所要時間約1時間）



《どのくらい費用がかかるのか?》

申立てにあたって次の手数料や費用がかかります。(令和8年2月1日現在)

- ・収入印紙 (3,400 円) [申立手数料：800 円、登記手数料：2,600 円]
 (注) 保佐・補助の場合で代理権又は同意権付与の申立てをする場合、各申立てごとに 800 円必要です。
- ・郵便切手

}	成年後見：4,810 円分
	(500 円×5 枚、110 円×16 枚、50 円×7 枚、40 円×5 枚)
	保佐・補助：6,030 円分
	(500 円×7 枚、110 円×18 枚、50 円×7 枚、40 円×5 枚)
- ・鑑定費用 (約5～10万円) (鑑定が必要な場合のみ)

郵便代金等の変更により、今後変動する可能性がありますので、詳しくは広島家庭裁判所ホームページ(広島家庭裁判所>裁判手続きを利用する方へ>手続案内>成年後見に関する審判)に掲載されている「申立書類チェックリスト」でご確認ください。

広島家裁 後見 書式

検索



これらの申立てにかかる費用は、申立人が負担するのが原則ですが、事案によっては、全部又は一部が本人負担となる場合があります。

必要な書類がそろったら…

家庭裁判所へ

必要書類等と印鑑を持参のうえ、家庭裁判所の受付窓口に行きます。

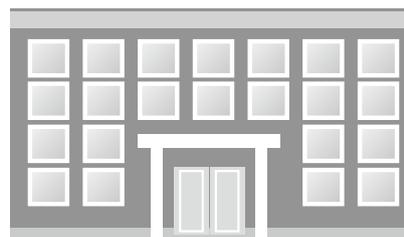
なお、窓口へ行く際、申立人だけでなく、成年後見人等候補者も一緒に行く方が望ましいです。
(調査については P29 参照)

広島家庭裁判所

〒730-0012

広島市中区上八丁堀1-6

(電話) 082-228-0563 (後見係直通)



審判前の財産保全処分とは

審判前の財産保全処分とは、法定後見の申立てから審判までの間に、本人の財産管理が第三者に侵害されるおそれがある場合や、施設入所契約を緊急に締結するなどの場合に、審判が決定するまでの間、家庭裁判所が申立て又は職権によって財産の管理者を選任し本人を支援することです。



③調査・審問・鑑定

《調査・審問とは》

申立て後、家庭裁判所の調査官が、申立人、成年後見人等候補者、本人から事情を聞いたり、本人の親族に成年後見人等候補者についての意見を照会することがあります。また、必要に応じて、家事審判官（裁判官）が事情をたずねること（審問）もあります。

申立人や候補者はこんなことを聞かれます

○申立人に対して、主に提出する申立書に書かれていることを確認します。

例：本人との関係や、何がきっかけで申立てをしようと思ったのかなど

○候補者に対して、後見人等候補者事情説明書をもとに以下のことを確認します。

①本人の生活状況や財産状況

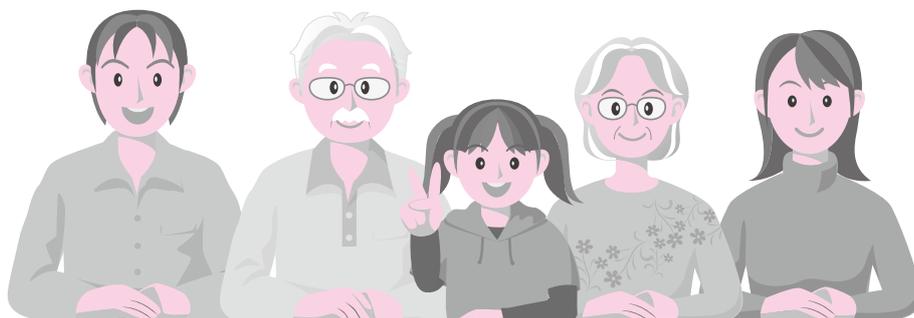
②候補者自身の経歴や現在の生活状況及び経済状態 など

★成年後見人等として選任された場合、候補者は今後長い期間において本人を守る援助者となります。そこで、候補者に対しては、適任かどうかを慎重に判断するため、収入や資産、負債の有無、家族の状況などプライバシーに関することも確認します。

成年後見人等候補者とは

成年後見人等の候補者は、本人の親族でなくてもよいのですが、成年後見制度の内容や成年後見人等の職務や責任について理解がある人を候補者としてあげます。

家庭裁判所が成年後見人等にふさわしいかどうかを総合的に判断します。



《鑑定とは》

鑑定とは、本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続きです。

申立て時に提出する成年後見制度用診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をする形で行われます。鑑定は、「成年後見」及び「保佐」制度の開始の手続きとして必要です。（ただし、本人がいわゆる植物状態にあるような場合などは鑑定を行わない場合もあります。）

なお、「補助」の場合でも判定が困難な場合など、必要がある場合には、「鑑定」が求められることもあります。

鑑定料は、約5～10万円程度です。

鑑定書に記載される事項

- 自己の財産を処分管理する能力についての考察や回復の可能性
- 鑑定経過（本人の診察経過や親族の陳述、入院先の診察録などの参考資料）
- 既往歴や現病歴等
- 日常生活の状況、身体や精神の状態 など



④ 審判

成年後見等の類型、成年後見人等の選任と仕事の内容・支援の範囲が決定されます。

家庭裁判所での審判がおりると、審判書謄本※が関係者（成年後見人等、被保佐人、被補助人）に送達され、被後見人には「成年後見通知書」が郵送されます。

※「これは謄本である。」という裁判所書記官の認証が入っている文書です。

⑤ 即時抗告

審判に不服のある人は、不服申立て（即時抗告）を行うことができます。ただし、成年後見・保佐・補助の開始決定についてのみ不服申立てができるもので、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については不服申立てができません。

審判書謄本の送達後、2週間を経過しても即時抗告がなければ、その時点で審判が確定することになります。

⑥ 審判の確定、登記

審判が確定すると、その審判の内容が東京法務局に送られ、登記されます。（登記については P37 参照）

⑦ 成年後見人等の支援開始

登記された後、法務局に申請をすれば「登記事項証明書」が発行されます。成年後見人等はそれを提示することで第三者に自らの法的権限の範囲や内容を証明できるようになり、実務上はこれをもって成年後見人等の活動を開始することができるようになります。

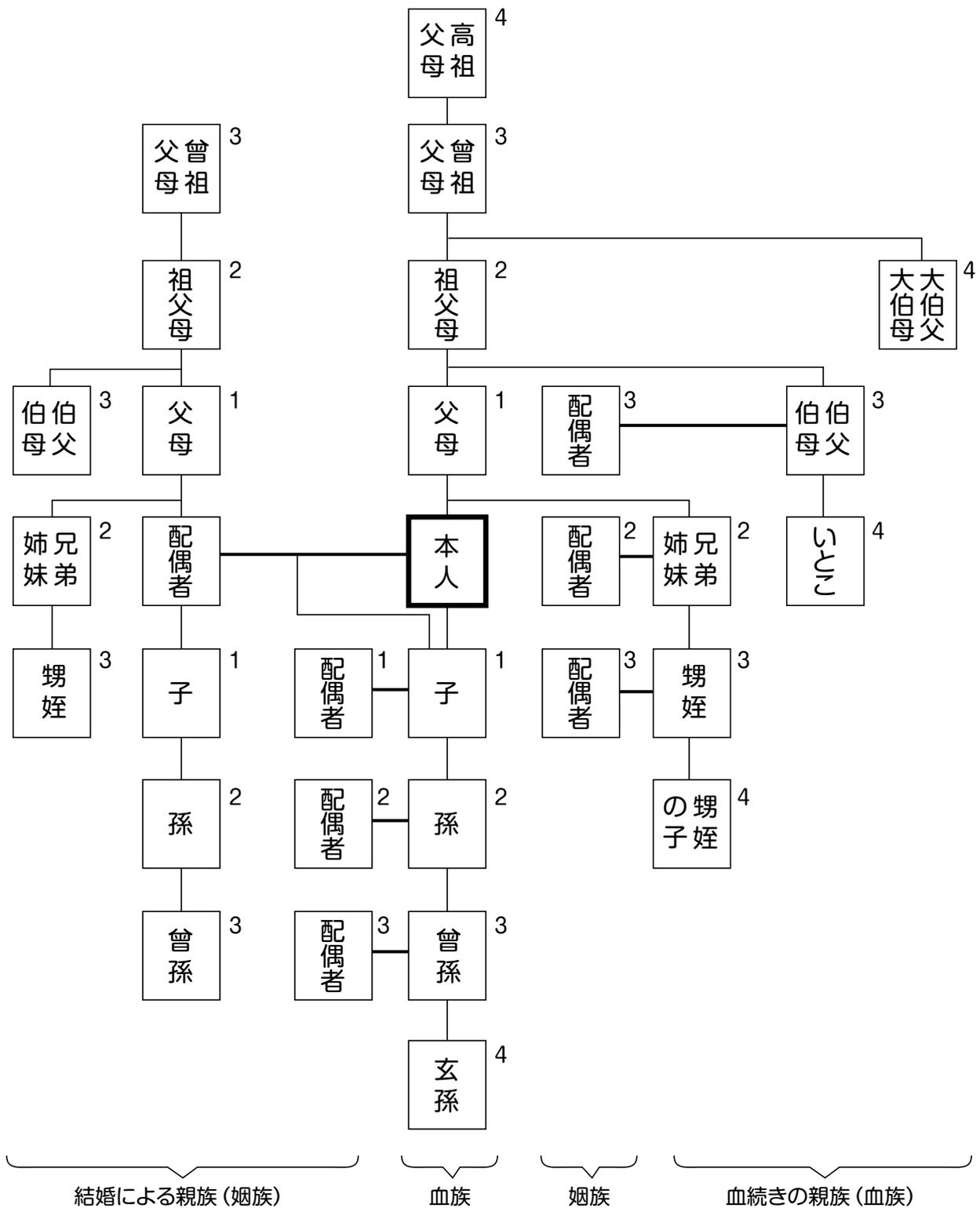
【成年後見人等が決まるまでどのくらいの期間がかかるのか？】

ケースによって異なりますが、申立てから成年後見人等が決まるまでの期間は **1～3か月**です。

審理を早めるために…

- 成年後見や保佐の場合には、医師に診断書を書いてもらうときに、あわせて鑑定書の作成も依頼できるように話しておくといでしょう。
- 親族間に対立があって調整がつかないと審理に時間がかかるため、親族間の意見を統一しておくといでしょう。
- 家庭裁判所がすぐに手続きがすすめられるよう申立ての準備は早めにしておくといでしょう。

(3) 四親等内の親族図表



※親族の範囲：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族(民法725条)

4 任意後見制度の概要

(1) 任意後見制度について

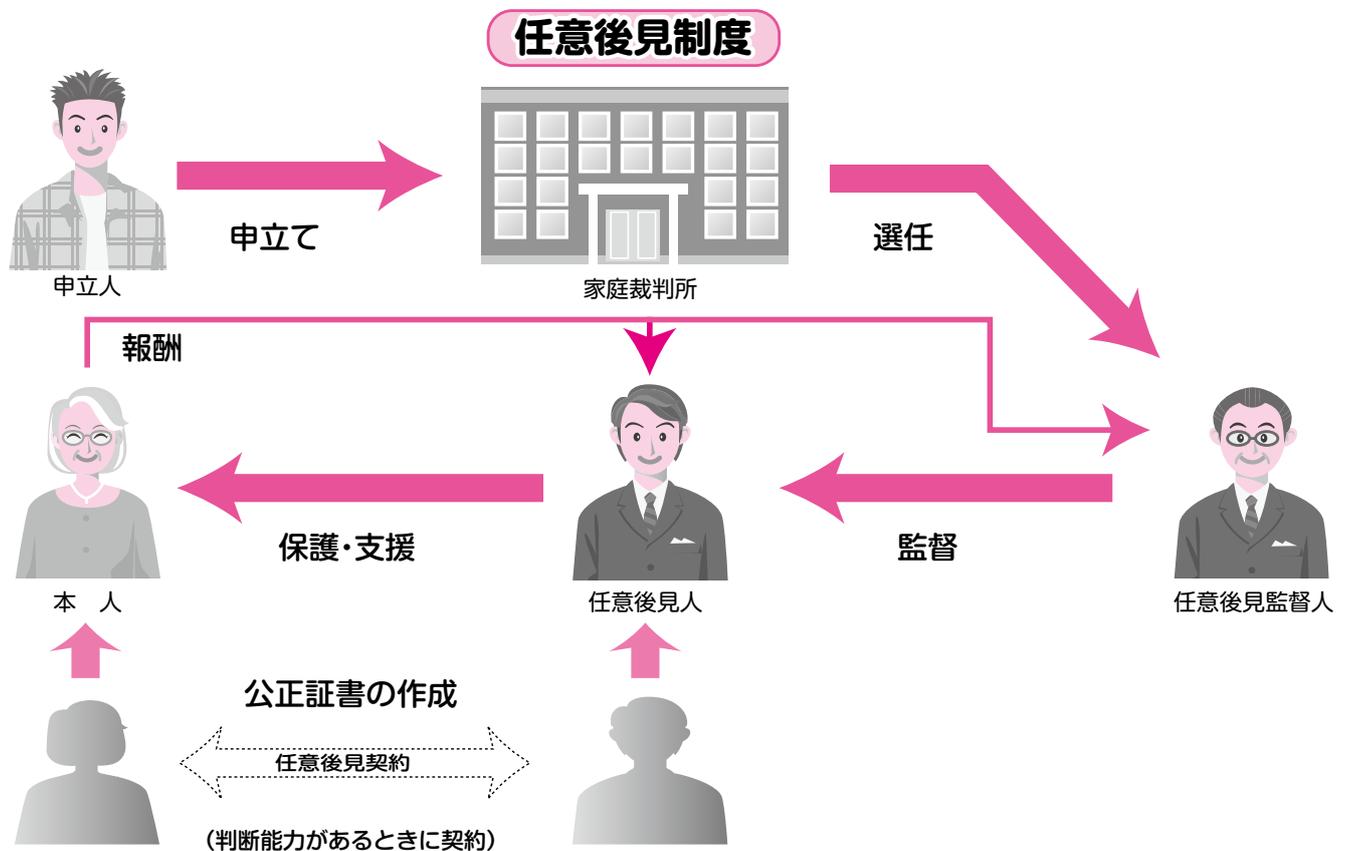
任意後見制度は、現在は判断能力のある人が、将来認知症などで判断能力が低下したときに、財産管理や身上保護に関する法律行為を本人に代わって行う人（任意後見受任者）をあらかじめ自分自身で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下したときには、本人や任意後見受任者等が家庭裁判所に申立てをし、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。

このときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、本人の財産管理や身上保護を行っていきます。

【対象者】

現在は判断能力がある人



(2) 任意後見制度利用までの流れ

①頼む人と頼む内容を決める

詳しくは 35 ページ



②契約を結ぶ

○公証人役場に行き、公正証書を作成

詳しくは 35 ページ



判断能力の低下



③任意後見監督人選任の申立て

○家庭裁判所に申立て

詳しくは 35 ページ



④任意後見監督人選任、任意後見人の支援開始

○任意後見契約の内容に基づき、支援を開始

詳しくは 35 ページ



⑤任意後見契約の終了

詳しくは 36 ページ

①頼む人と頼む内容を決める

将来、判断能力が低下したとき誰に支援をしてもらうか、どのような支援をもらうかを決めます。

②契約を結ぶ

頼む人（任意後見受任者）と一緒に公証人役場^{※1}に行き、頼みたい内容について任意後見契約として「公正証書」^{※2}を作成します。将来、任意後見人はこの公正証書で定められた内容に基づいて支援を行います。

ただし、任意後見人には、公正証書の契約の中で具体的に決められた行為の「代理権」^{※3}のみが与えられます。（同意権、取消権はありません）

- （※1）広島市にある公証人役場
 広島公証人合同役場
 〒730-0037 広島市中区中町7-41 三栄ビル9階 （電話）082-247-7277
 （※2）公証人が当事者の依頼（嘱託）を受けて作成した契約などを証明する正式な書面です。
 （※3）本人に代わって、本人のために取引や契約などを行う権限です。

【どのくらい費用がかかるのか？】

- 公正証書作成の基本手数料（11,000円）
- 登記嘱託手数料（1,400円）
- 収入印紙（2,600円）
- その他（本人に交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など）

③任意後見監督人選任の申立て

本人の判断能力が低下したとき、家庭裁判所に、任意後見監督人[※] 選任の申立てをします。

- （※）家庭裁判所より選任される任意後見人の仕事を監督する人です。
 任意後見監督人は任意後見人が適正に事務を行っていることを監督し、その事務について、家庭裁判所に定期的に報告を行うことを主な職務としています。

【申立てができる人は？】

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

④任意後見監督人選任、任意後見人の支援開始

家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見監督人のもとで支援を開始します。

法定後見と違って…

判断能力の低下が
ポイント

任意後見人の仕事は、本人の判断能力が低下した場合に、申立てを行い、家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任することによって開始することができます。契約したからといってすぐに仕事ができるわけではありません。

【任意後見人はどのようなことをするのか？】

◎代理権

任意後見契約の内容に基づき、本人の代わりに法律行為を行うなどして本人を支援します。

【報酬について】

任意後見人 本人と頼む人（任意後見受任者）との話し合いで任意後見契約において報酬金額を決めておき、本人の財産の中から支払います。

任意後見監督人 家庭裁判所が任意後見監督人の業務内容に応じて、決定した額を本人の財産の中から支払います。

⑤任意後見契約の終了

- 任意後見監督人が選任される前であれば、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約をいつでも解除することができます。（任意後見契約の解除）
- 任意後見人に不正な行為等があった場合、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人などの請求により任意後見人を解任することができます。
- 本人の死亡・破産により任意後見契約は終了します。
- 本人の利益のために特に必要があって法定後見（成年後見・保佐・補助）が開始された場合、任意後見契約は終了します。

（3）法定後見制度と任意後見制度との関係

自己決定を尊重するという考え方から、本人が自分の受ける保護のあり方を契約で定めた任意後見契約による保護を優先します。

ただし、本人の意思を尊重するといっても、任意後見契約で定めてある代理権の範囲が狭かったり、本人について、同意権、取消権による保護が必要になったりした場合は、一定の人の申立てにより、家庭裁判所が本人のために特に必要であると認めるときに限り、法定後見を開始します。

任意後見制度を利用した事例

本人の状況：脳梗塞による認知症の症状 任意後見人：長女 任意後見監督人：弁護士

本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ左半身が麻痺するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有していることさえ忘れてしまったため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。その結果、長女が任意後見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上保護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになりました。

5 成年後見登記制度の概要

(1) 成年後見登記制度について

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを東京法務局に登記しておいて、その内容について「登記事項証明書」（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を発行してもらうことで証明し、登記情報を開示する制度です（戸籍には載りません）。

【誰がどんな時に登記をするのか？】

1. 家庭裁判所がする場合
 - 法定後見（成年後見・保佐・補助）開始などの審判がなされたとき
 - 任意後見監督人の選任の審判がなされたとき
2. 公証人がする場合
 - 任意後見契約の公正証書が作成されたとき

(2) 登記事項証明書及び登記されていないことの証明書について

【登記事項証明書】

取引の安全のために必要

「登記事項証明書」は成年後見人等が持つ代理権等の範囲や権限を証明する証書です。

成年後見人等が本人に代わって財産の売買や、介護サービスの契約、銀行などの金融機関で手続きを行う場合など、登記事項証明書を取引先等に提示することにより、その取引相手に確認してもらうことができます。

【登記されていないことの証明書】

成年後見開始の申立てをする際に必要

「登記されていないことの証明書」は成年被後見人等として登記（登録）されていないことを証明するものです。

成年後見等開始の審判の申立てをする際には、以下の内容を確認するために本人の「登記されていないことの証明書」を提出する必要があります。

- ・法定後見（成年後見・保佐・補助）開始の審判がなされていないこと。
- ・任意後見契約がなされていないこと。

(3) 申請について

【請求ができる人は?】

- 本人（成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見契約の本人）
- 成年後見人・保佐人・補助人
- 成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人
- 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人
- 本人の配偶者・四親等内の親族
- 本人から依頼を受けた代理人（委任状が必要）
- 業務上必要とする公務員等

【証明書の発行手続き】

申請書を最寄りの法務局か法務省のホームページ等^{※1}で入手して、必要事項を記入し、必要な収入印紙〔手数料〕^{※2}を貼って最寄りの法務局・地方法務局の戸籍課^{※3}もしくは東京法務局後見登録課に請求してください。郵送で申請する場合^{※4}は、返信用封筒（宛名を書いて切手を貼ったもの）を同封して行ってください。

(※1) 法務省のインターネットホームページ <http://www.moj.go.jp/>

(※2) 手数料 登記事項証明書（書面請求） 1通につき 550円
登記されていないことの証明書（書面請求） 1通につき 300円

(※3) 最寄りの法務局・地方法務局の戸籍課窓口で申請する場合
広島県内においては、広島法務局民事行政部戸籍課
（広島市中区、広島合同庁舎3号館3階）の窓口で取り扱っています。
◎広島県内の法務局の各支局・各出張所では取り扱っておりません。
（窓口対応時間） 平日（土曜日曜日、12月29日～1月3日を除く）の
午前9時00分～午後5時00分
（電話） 082-228-5765

(※4) 郵送で申請する場合
東京法務局民事行政部後見登録課のみの取り扱いとなります。
（申請書送付先）
〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
（電話） 03-5213-1234（代表）
03-5213-1360（直通）

- ・請求資格者の本人確認に関する書面の写しを同封してください。
- ・請求資格者及び手数料は、窓口で直接請求する場合と同じです。
- ・申請書を郵送されてから証明書がお手元に届くまで約1週間～10日程度となります。

もしも、登記後に以下のことが生じたら…

変更の登記 ○登記されている本人・成年後見人等の住所が変わったとき
○婚姻、離婚、養子縁組などによって姓が変わったとき

終了の登記 ○本人の死亡などにより法定後見または任意後見が終了したとき

法務局へ申請し、あわせて選任された家庭裁判所にも連絡を

まずは、家庭裁判所に連絡するとともに、東京法務局に登記事項を変更するための登記申請書を提出します。申請は、本人の親族などの利害関係人も行うことができます。申請書に記入の上、書留郵便で行うことができます（変更と終了の登記手数料は不要です）。



(1) 福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業) とは

『福祉サービス利用援助事業』は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことによって、自立した地域生活を送ることができるように、平成11年10月から国庫補助事業(当初「地域福祉権利擁護事業」でスタート、平成19年4月から「日常生活自立支援事業」に名称変更)として都道府県・指定都市社協(平成15年4月から指定都市社協に拡大)を実施主体に開始された事業です。

財産管理や身上保護に関する契約等の法律行為全般を行う成年後見制度に対して、『福祉サービス利用援助事業』は、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために、判断能力が十分でない人の「福祉サービスの利用援助」や「日常的な金銭管理サービス」「書類等の預かりサービス」を行います。

『福祉サービス利用援助事業』は、本人と社会福祉協議会が交わす契約によって援助します。判断能力が十分でないといっても、契約内容が理解できることが前提です。あくまでも利用者の意思に基づきながら、相談助言、関係する手続き等の同行、代行という方法により援助していきます。本人の状況によっては、例外的に限られた範囲内で代理権が付与されることがあります。

広島県内では、「かけはし」の愛称で呼ばれています。(以下福祉サービス利用援助事業「かけはし」とします。)

【福祉サービス利用援助事業の援助内容】

サービスの種類	サービスの詳しい内容	方法
福祉サービスの利用援助	①福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き ②福祉サービスの利用料を支払う手続き ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き	1. 相談・助言 2. 連絡調整 3. 代行 本人の依頼を受けて手続き等を本人の名で行う
日常的な金銭管理サービス	①年金及び福祉手当の受領に必要な手続き ②医療費を支払う手続き ③税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き ④日用品等の代金を支払う手続き ⑤①～④の支払いに伴う預金の払戻し、預金の解約、預金の預入れの手続き	4. 代理 本人に代わって第三者が法律行為を行うこと。ただし、本事業においては、在宅福祉サービスの利用手続援助や本人が指定した金融機関口座の払い戻し等を行うことに限定している。
書類等の預かりサービス	保管できる書類等 ①年金証書、②預貯金の通帳、③権利証 ④契約書類、⑤保険証書、⑥実印・銀行印 ⑦その他、実施主体が適当と認めた書類	

(2) 成年後見制度と福祉サービス利用援助事業 「かけはし」の関係

次のような場合に「かけはし」の利用者は、成年後見制度の利用を検討します。

- 本人の判断能力が著しく低下した場合
- 不動産の売買等日常生活の範囲を超える法律行為が必要な場合
- 入院、入所等の居所の移動が必要となった場合
- 財産侵害や虐待へ対応する場合
- 将来的な支援のキーパーソンの確保が必要な場合

当初は、契約締結能力があり、社会福祉協議会との間で契約によってサービス提供が行われていても、締結した後に判断能力が急速に低下し、それまでの契約では支援できなくなった場合には契約内容の変更を行わなければなりません。

すでに判断能力が契約締結できないレベルまで著しく低下しているならば、成年後見制度を利用することになります。

また、「かけはし」では、サービスの内容や提供の手段に限界や制約があります。サービス内容は、利用者の日常的な生活を支援するもので、書類などの預かりについては、紛失、盗難、しまい忘れ予防が目的となります。相続の問題が発生し、不動産の管理や売買が必要になったり、また高額な財産の運用が必要な場合は、「かけはし」では担うことができません。

さらに、利用者の状況の変化によって施設利用が必要となる場合もあります。施設入所などの居所の変更を伴う手続きの代理も「かけはし」では行うことができません。より広範な代理権や重要な法律行為を必要とする事態については、成年後見制度に移行していくことが望ましいといえます。

また、悪質商法による契約の取消しを必要とする場合や、借金や高額商品の購入などが繰り返されるなどの問題については、「かけはし」では「取消権」がないため、成年後見制度における取消しが有効に機能するケースが多いといえます。

(3) 成年後見制度と 福祉サービス利用援助事業「かけはし」との比較

〔成年後見制度と福祉サービス利用援助事業「かけはし」対照表〕

		成年後見制度（法定後見）	福祉サービス利用援助事業	
所轄庁		法務省	厚生労働省	
法的根拠		民法、家事審判規則等	社会福祉法、厚生労働省通知等	
対象者 (認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)		精神上の障害により事理弁識する能力 〔が常に欠けている状態の者=成年後見 が著しく不十分な者=保佐 が不十分な者= 補助〕	高齢者や障害者などで判断能力が不十分な者（手帳等の保持者に限らない）	
支援者・機関の名称		本人	本人	利用者
		保護者 複数可	援助機関	市区町村社会福祉協議会 (法人) 法人の履行補助者として 専門員、生活支援員
		監督人	指導監督機関	都道府県・指定都市社会 福祉協議会（実施主体） 及び運営適正化委員会
費用		後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に対する報酬費用等について、本人の財産から支弁することを明確化。	社会福祉事業として、契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担（生活保護利用者は公費助成）	
手続のはじまり		家庭裁判所に申立て（本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官等、市町村長） *本人の同意： 成年後見・保佐=不要 補助=必要	社会福祉協議会に申し込む (本人、関係機関、家族等)	
意思能力の確認・審査や鑑定・診断		医師の鑑定書・診断書を裁判所に提出 (最高裁で鑑定書・診断書作成の手引作成)	「契約締結判定ガイドライン」により確認 あるいは契約締結審査会で審査	
援助の目的・理念		自己決定の尊重と保護の調和	契約により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その自己決定を援助	
援助（保護）の特徴		法律行為を行う保護・支援制度 代理、同意、取消	生活に必要な不可欠な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談、代理、代行	
援助（保護）の種類、方法		相談	○福祉サービスの情報提供、助言など 相談援助による福祉サービスの利用契約 手続き援助	
		福祉 法律行為 契約等 財産管理・	○福祉サービスの利用援助 ○日常的金銭管理サービス ○書類等預かりサービス * 情報提供・相談助言等により援助 * 同行・代行による日常的金銭管理の援助 * 代理による援助は預貯金払出等に限る	

(4) 広島市社会福祉協議会による 成年後見事業（法人後見）「こうけん」

広島市社会福祉協議会では平成11年から「福祉サービス利用援助事業」（以下「『かけはし』事業」という。）に取り組んできましたが、判断能力の低下により成年後見制度の利用が必要な方が多く見られるようになりました。

判断能力が低下しても地域で安心して生活していくためには、「かけはし」事業から成年後見制度へ途切れることなく支援していくことや低所得で身寄りのない方に対する支援が必要であると考え、平成23年10月から広島市社会福祉協議会による成年後見事業（法人後見）を開始しました。

愛称は「こうけん」です。

対象者は、以下の要件全てに該当する方としています。

- ① 市内在住者
- ② 「かけはし」事業利用者
- ③ 市長申立者
- ④ 他に成年後見人等候補者がいない者

法人後見とは

法人後見とは、社会福祉協議会などの法人が成年後見人等になり、組織として後見活動を行うことをいいます。後見活動の内容は親族や専門家が個人で行う場合と同じです。

【広島市社会福祉協議会による成年後見事業（法人後見）のメリット】

社会福祉協議会が成年後見人等として後見活動を行うメリットは、次のとおりです。

- ① 継続的、長期的に支援することができる。
- ② 組織内で後見業務をチェックすることができる。
- ③ 困難性が高い事例に対する支援について組織的に対応できる。
- ④ 福祉に関するノウハウが活用できる。
- ⑤ 行政や関係機関、地域とのネットワークが活用できる。
- ⑥ 「かけはし」事業から成年後見制度への移行が円滑にできる。

7 成年後見制度の相談先

地域包括支援センター（高齢者相談窓口）

高齢者のための保健・福祉などの地域の相談窓口です。成年後見制度の活用を支援しています。

※広島市の市外局番は（082）です。

（令和8年2月1日現在）

担当圏域（おおむね中学校区）	名 称	所 在 地	TEL	FAX	
中区	1 幟町（基町小学校区）	広島市基町地域包括支援センター	中区基町19-2-425	502-7955	502-7966
	2 幟町（基町小学校区除く）	広島市幟町地域包括支援センター	中区東白島町13-26	222-6608	222-6609
	3 国泰寺	広島市国泰寺地域包括支援センター	中区昭和町12-2	249-0600	544-1456
	4 吉島	広島市吉島地域包括支援センター	中区光南1-4-6	545-1123	545-1124
	5 江波	広島市江波地域包括支援センター	中区江波二本松2-6-27	296-4833	533-7100
東区	1 福木・温品	広島市福木・温品地域包括支援センター	東区上温品1-11-27-101	280-2330	562-2333
	2 戸坂	広島市戸坂地域包括支援センター	東区戸坂中町2-29	516-0051	516-0052
	3 牛田・早稲田	広島市牛田・早稲田地域包括支援センター	東区牛田本町5-1-2 7階	228-2033	221-7675
	4 二葉	広島市二葉地域包括支援センター	東区若草町10-14はらだビル2階	263-3864	263-3870
南区	1 大州	広島市大州地域包括支援センター	南区大州1-1-26	581-6025	581-6026
	2 段原	広島市段原地域包括支援センター	南区段原南1-3-52 広島段原ショッピングセンター2階	261-8588	261-8688
	3 翠町	広島市翠町地域包括支援センター	南区出汐2-3-46	252-5500	252-5530
	4 仁保・楠那	広島市仁保・楠那地域包括支援センター	南区東本浦町26-8たおビル2階	286-6112	298-2234
	5 宇品・似島	広島市宇品・似島地域包括支援センター	南区宇品神田3-7-15坂本ビル2階	252-6456	252-6458
西区	1 中広	広島市中広地域包括支援センター	西区三篠町1-8-21 2階	509-0288	230-8190
	2 観音	広島市観音地域包括支援センター	西区観音町16-19 3階	292-3582	292-3172
	3 己斐・己斐上	広島市己斐・己斐上地域包括支援センター	西区己斐本町2-7-13	275-0087	275-0070
	4 古田	広島市古田地域包括支援センター	西区古江東町5-3-104	272-5173	272-5186
	5 庚午	広島市庚午地域包括支援センター	西区草津東2-8-5	507-1210	271-3410
	6 井口台・井口	広島市井口台・井口地域包括支援センター	西区井口2-5-19	501-6681	276-5541
安佐南区	1 城山北・城南	広島市城山北・城南地域包括支援センター	安佐南区緑井6-37-5-102	831-1157	876-1096
	2 安佐・安佐南	広島市安佐・安佐南地域包括支援センター	安佐南区中須2-19-6 3階	879-1876	879-7764
	3 高取北・安西	広島市高取北・安西地域包括支援センター	安佐南区高取北1-17-41	878-9401	847-1475
	4 東原・祇園東	広島市東原・祇園東地域包括支援センター	安佐南区東原3-14-4	850-2220	850-1107
	5 祇園・長束	広島市祇園・長束地域包括支援センター	安佐南区山本1-4-25	875-0511	875-0513
	6 戸山・伴・大塚	広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター	安佐南区伴中央2-5-12	849-5860	849-5861
安佐北区	1 白木	広島市白木地域包括支援センター	安佐北区白木町小越218-2	828-3361	828-7188
	2 高陽・亀崎・落合	広島市高陽・亀崎・落合地域包括支援センター	安佐北区亀崎1-1-6 フジグラン高陽2階	841-5533	845-8811
	3 口田	広島市口田地域包括支援センター	安佐北区口田南7-11-22	842-8818	842-8835
	4 三入・可部	広島市三入・可部地域包括支援センター	安佐北区三入5-16-31	516-6611	516-6681
	5 亀山	広島市亀山地域包括支援センター	安佐北区亀山4-2-36	819-0771	814-0501
	6 清和・日浦	広島市清和・日浦地域包括支援センター	安佐北区あさひが丘3-18-13-7-101	810-4688	810-4185

担当圏域（中学校区）		名 称	所 在 地	TEL	FAX
安芸区	1	瀬野川東（中野東小学校区含む）	広島市瀬野川東地域包括支援センター	安芸区瀬野 2-17-33	820-3711 554-5021
	2	瀬野川（中野東小学校区を除く）・船越	広島市瀬野川・船越地域包括支援センター	安芸区中野 2-15-7	893-1839 893-1866
	3	阿戸・矢野	広島市阿戸・矢野地域包括支援センター	安芸区矢野東 6-23-15	889-6605 889-5666
	// （阿戸連絡所）		安芸区阿戸町 418-1	856-0613 856-0115	
佐伯区	1	湯来・砂谷	広島市湯来・砂谷地域包括支援センター	佐伯区湯来町白砂 82-4	(0829) 86-1241 (0829) 86-1242
	2	五月が丘（石内小学校区を除く）・美鈴が丘	広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター	佐伯区美鈴が丘西 1-3-9	208-5017 208-5018
	3	三和（石内小学校区を含む）	広島市三和地域包括支援センター	佐伯区五日市町石内 6405-1	926-0025 929-0200
	4	城山・五日市観音	広島市城山・五日市観音地域包括支援センター	佐伯区千同 1-30-6	924-7755 924-7761
	5	五日市	広島市五日市地域包括支援センター	佐伯区五日市中央 2-4-40	924-0053 921-2865
	6	五日市南	広島市五日市南地域包括支援センター	佐伯区築々園 4-2-19-101	924-8051 924-8052

※委託先が変わる可能性があります。広島市のホームページ等で最新情報をご確認下さい。

広島市障害者相談支援事業所（障害者相談窓口）

広島市にお住まいの障害のある方やそのご家族、地域の方、関係機関の方、事業者の方など年齢や障害種別にかかわらずご相談に応じます。より専門的な対応が必要なときは、適切な関係機関等との連携により対応します。

（令和8年2月1日現在）

※広島市の市外局番は（082）です。

担当区域	名称	所 在 地	TEL	FAX
中区	広島市中区障害者相談支援事業所	中区本川町二丁目6-11 4階	234-2422	234-2411
	広島市中区障害者基幹相談支援センター	中区吉島西二丁目3-20	298-5575	545-8801
東区	広島市東区障害者相談支援事業所	東区温品町字森垣内 510-1	562-2802	289-6085
	広島市東区障害者基幹相談支援センター	東区戸坂南一丁目27-2	573-0140	229-7008
南区	広島市南区障害者相談支援事業所	南区西蟹屋一丁目1-48	298-6232	567-0818
	広島市南区障害者基幹相談支援センター	南区出汐二丁目3-46	207-0636	207-0626
西区	広島市西区障害者相談支援事業所	西区打越町 17-27	555-1018	555-1018
	広島市西区障害者基幹相談支援センター	西区草津梅が台 10-1	270-1249	270-1248
安佐南区	広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	安佐南区大町東一丁目12-10	207-4338	831-7734
安佐北区	広島市安佐北区障害者相談支援事業所	安佐北区可部三丁目32-12	815-0405	847-2266
	広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	安佐北区亀崎 1-1-6 フジグラン高陽2階	881-1441	562-2424
安芸区	広島市安芸区障害者相談支援事業所	安芸区中野東四丁目5-35	892-1601	892-3914
	広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	安芸区瀬野二丁目17-33	573-6788	820-3051
佐伯区	広島市佐伯区障害者相談支援事業所	佐伯区五日市一丁目5-39	924-5560	924-5560
	広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	佐伯区五日市町皆賀 104-27	924-0028	943-8874

※委託先が変わる可能性があります。広島市のホームページ等で最新情報をご確認下さい。

区役所

各区厚生部地域支えあい課では、成年後見人等選任の市長申立てや成年後見人等への報酬の支払い助成の手続きを行っています。

※広島市の市外局番は(082)です。

区 分	所 在 地	TEL	FAX
中区厚生部地域支えあい課	中区大手町4-1-1 (大手町平和ビル内)	504-2586	504-2175
東区厚生部地域支えあい課	東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター内)	568-7731	568-7790
南区厚生部地域支えあい課	南区皆実町1-4-46 (南区役所別館内)	250-4109	254-4030
西区厚生部地域支えあい課	西区福島町2-24-1 (西区地域福祉センター内)	294-6289	294-6113
安佐南区厚生部地域支えあい課	安佐南区中須1-38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	831-4568	870-2255
安佐北区厚生部地域支えあい課	安佐北区可部3-19-22 (安佐北区総合福祉センター内)	819-0587	819-0602
安芸区厚生部地域支えあい課	安芸区船越南3-2-16 (安芸区総合福祉センター内)	821-2810	821-2832
佐伯区厚生部地域支えあい課	佐伯区海老園1-4-5 (佐伯区役所別館内)	943-9728	923-1611

広島市成年後見利用促進センター

成年後見制度の概要や制度利用時の手続方法の説明のほか、認知症などの心配のあるご家族の財産管理などについて、相談を受けています。

区 分	所 在 地	TEL	FAX
広島市成年後見利用促進センター	南区松原町5-1 (広島市総合福祉センター内)	207-3367	264-6437

※広島市社会福祉協議会が広島市から委託を受けて運営しています。

広島市社会福祉協議会、各区事務所

区 分	所 在 地	TEL	FAX
広島市社会福祉協議会 権利擁護課 成年後見係	南区松原町5-1 (広島市総合福祉センター内)	236-7120	264-6437
中区事務所	中区大手町4-1-1 (大手町平和ビル内)	249-3114	242-1956
東区事務所	東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター内)	263-8443	264-9254
南区事務所	南区皆実町1-4-46 (南区役所別館内)	251-0525	256-0990
西区事務所	西区福島町2-24-1 (西区地域福祉センター内)	294-0104	291-7096
安佐南区事務所	安佐南区中須1-38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	831-5011	831-5013
安佐北区事務所	安佐北区可部3-19-22 (安佐北区総合福祉センター内)	814-0811	814-1895
安芸区事務所	安芸区船越南3-2-16 (安芸区総合福祉センター内)	821-2501	821-2504
佐伯区事務所	佐伯区海老園1-4-5 (佐伯区役所別館内)	921-3113	924-2349

**成年後見等相談対応弁護士窓口
(広島弁護士会)**

中区上八丁堀 2-73
法律相談センターひろしま 広島弁護士会館内
☎082-225-1600

※必ず「成年後見制度等について支援する弁護士を紹介して欲しい」とお伝えください。

**公益社団法人成年後見センター・
リーガルサポート広島県支部
(広島司法書士会)**

中区上八丁堀 6-69
広島司法書士会館内
☎082-511-0230

**権利擁護センター
ぱあとなあひろしま
(広島県社会福祉士会)**

南区比治山本町 12-2
県社会福祉会館内
☎090-7970-3019

**一般社団法人
広島後見制度支援センター**

中区東白島町 14-15 NTT クレド白島ビル 7階
☎082-511-0007

**中国税理士会
成年後見支援センター**

中区袋町 4-15
☎082-249-6229

**公益社団法人 コスモス成年後見
サポートセンター 広島県支部
(広島県行政書士会)**

中区中町 8-18 クリスタルプラザ 10階
広島県行政書士会内
☎082-243-5776

**一般社団法人
社労士成年後見センター広島**

中区橋本町 10-10 広島インテスビル 5階
広島県社会保険労務士会内
☎082-836-4487

任意後見契約についての相談は…

広島公証人合同役場

(広島公証人合同役場)
中区中町 7-41 三栄ビル 9階
☎082-247-7277

日本公証人連合会

(日本公証人連合会)
☎03-3502-8050
HP: <http://www.koshonin.gr.jp/>

成年後見制度の申立て手続きや必要書類、費用の案内は…

広島家庭裁判所

中区上八丁堀 1-6
☎082-228-0563

8 資料集

目次

- (1) 代理行為（例示） 49
- (2) 重要な財産行為（民法13条1項所定の行為） 51

引用一覧

・広島家庭裁判所 資料

「成年後見制度」や成年後見等申立ての準備、必要な書式等については広島家庭裁判所ホームページをご確認ください。

成年後見制度 動画

検索



成年後見 パンフレット

検索



広島家裁 後見 書式

検索



代理行為（例示）

代理行為（例示）について（※保佐、補助の場合のみ）

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- ① 本人の不動産に関する〔 売却 担保権設定 賃貸 警備 _____〕
契約の締結，更新，変更及び解除
- ② 他人の不動産に関する〔 購入 借地 借家〕契約の締結，更新，変更及び
解除
- ③ 住居等の〔 新築 増改築 修繕（樹木の伐採等を含む。） 解体
 _____〕に関する請負契約の締結，変更及び解除
- ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
- ⑤ _____

(2) 預貯金等金融関係

- ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座
の開設を含む。）
※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には，③に記載してください。
- ② 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引
〔 貸金庫取引 証券取引 保護預かり取引 為替取引 信託取引
 _____〕
- ③ _____

(3) 保険に関する事項

- ① 保険契約の締結，変更及び解除
- ② 保険金及び賠償金の請求及び受領

(4) その他

- ① 以下の収入の受領及びこれに関する諸手続
〔 家賃，地代 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付
 臨時給付金その他の公的給付 配当金 _____〕
- ② 以下の支出及びこれに関する諸手続
〔 家賃，地代 公共料金 保険料 ローンの返済金 管理費等
 公租公課 _____〕
- ③ 情報通信（携帯電話，インターネット等）に関する契約の締結，変更，解除及び費用
の支払
- ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための調査を含む。）
- ⑤ 本人が現に有する債権の回収（そのための調査・交渉を含む。）
- ⑥ _____

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ① 相続の承認又は放棄
- ② 贈与又は遺贈の受諾
- ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ⑤ _____

3 身上保護関係

- ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ⑤ _____

4 その他

- ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- ② 登記・登録の申請
- ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ④ 住民票の異動に関する手続
- ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- ⑦ _____

5 関連手続

- ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

重要な財産行為（民法13条1項所定の行為）

※ 重要な財産行為は次のものだけです。補助の場合は、さらにこの一部に限ります。

1 元本の領収又は利用（1号）のうち、以下の行為

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 債務弁済の受領
- (3) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証（2号）のうち、以下の行為

- (1) 金銭消費貸借契約の締結
※貸付けについては1 (3) 又は3 (7) を検討してください。
- (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）のうち、以下の行為

- (1) 本人所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄付行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付
- (8) その他 ※具体的に記載してください。

4 訴訟行為（4号）

※相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

5 贈与、和解又は仲裁合意（5号）

6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）

7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（7号）

8 新築、改築、増築又は大修繕（8号）

9 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（9号）

10 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の決定代理人としてすること（10号）

11 その他 ※具体的に記載してください。

※民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。

重要な財産行為について（※補助の場合はこのうちの一部に限る）

参考文献等一覧

- ・最高裁判所 ホームページ
- ・最高裁判所 『成年後見制度－詳しく知っていただくために－』パンフレット 2010年
- ・広島家庭裁判所 『成年後見申立ての手引き』 2018年
- ・広島法務局 ホームページ
- ・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 『これで安心！これならわかる はじめての成年後見－後見人の心得教えます－』日本加除出版 2009年
- ・社団法人日本社会福祉士会 『支援者のための成年後見活用講座』 2010年
- ・社会福祉法人東京都社会福祉協議会 『制度を利用するために「成年後見制度とは…」』 2008年

※本文中の事例につきましては、最高裁判所「成年後見関係事件の概要」及び、法務省ホームページを参考に記載しております。

発行 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 電話 082-504-2145 FAX 082-504-2136
広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 電話 082-504-2148 FAX 082-504-2256
広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課 電話 082-504-2228 FAX 082-504-2256
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 電話 082-264-6406 FAX 082-264-6437
〒732-0822 広島市南区松原町5番1号

令和8年(2026年)1月 登録番号 広G0-2025-614

